

今回のテーマ「特定技能分野に関する新聞記事等-続報③」について

特定技能制度に追加された4分野の運用要領が発表になっています。

出入国在留管理庁 HP (トップページ > 在留手続 > 特定技能制度)

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri01_00132.html

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領

○運用要領 ※全体版(PDF)

※令和6年3月29日一部改正 (造船・船用工業)

※令和6年4月1日一部改正 (宿泊・飲食料品製造業)

※令和6年4月19日一部制定 (自動車運送業、鉄道、林業、木材産業)

・介護(PDF)

・ビルクリーニング(PDF)

・素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業(PDF)

・建設(PDF)

・造船・船用工業(PDF)

・自動車整備(PDF)

・航空(PDF)

・宿泊(PDF)

・自動車運送業(PDF)

・鉄道(PDF)

・農業(PDF)

・漁業(PDF)

・飲食料品製造業(PDF)

・外食業(PDF)

・林業(PDF)

・木材産業(PDF)

※ 飲食料品製造業については、追加改正を予定。

○自動車運送業分野「トラック運送業」

技能水準の評価方法

「自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)」の合格及び「第一種運転免許」の取得が要件です。

自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)は一般財団法人日本海事協会が実施します。(内容や開始時期などの情報は現段階で発表されていません)